

## 建築 2. 入札説明書

1 公告日：令和6年9月30日

2 契約担当窓口：三重県鈴鹿市椿一宮町3000 株式会社 ささら  
契約担当者：伊川淳也  
電話：059-371-8288 FAX：059-371-8277

3 参加資格の確認等

本競争入札の参加希望者は、『建築 1. 入札仕様書 6, 特記事項』に掲げる参加資格を有することを証明するため、次のとおり参加資格申請書を提出し、前項の契約担当窓口から参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者、ならびに参加資格が無いと認められた者は、本競争入札に参加出来ないものとする。

(1) 提出期間：令和6年9月30日（月）から令和6年10月11日（金）まで、  
土日祝祭日を除く毎日、午前9時～午後5時まで

(2) 提出場所：2. に同じ。

(3) 提出方法：申請書の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行う。  
(令和6年10月11日必着)

(4) 参加資格確認通知：令和6年10月16日(水)までに、書面（FAX送信）をもって通知する。

(5) 申請書の作成

申請書は『建築 1. 入札仕様書 6, 特記事項』に沿って、『建築 3. 入札参加資格申請書（別紙様式 1）』により作成すること。

1) 仕様書に基づく、(株)ささら国内肥料保管倉庫建築工事の仕様内容

(6) その他入札説明書

ア. 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ. 契約担当窓口は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ. 提出された申請書及び資料は返却しない。

エ. 提出期限以降における申請書または資料の差し替え、及び再提出は認めない。

4 入札参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格が無いと認めた者は、契約担当窓口に対して参加資格が無いと認めた理由について、次の通り書面（様式は自由）により説明を求めることが出来る。

(1) 提出期限：令和6年10月11日（金）午後5時

(2) 提出場所：2. に同じ。

(3) 提出方法：書面は、電送（FAX送信）によるものとする。

(4) 契約担当窓口は、説明をもとめられたときは、令和6年10月15日（火）までに説明を求めた者に対し書面（FAX送信）をもって回答する。

## 5 現場説明会

現場説明会は行わない。

## 6 入札説明書等に対する質問

入札説明書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

- (1) 受領期間：令和6年10月7日（月）午後1時まで
- (2) 提出方法：書面（FAX送信）をもって提出する。
- (3) 質問に対する回答：令和6年10月9日（水）午後1時までに、書面（FAX送信）をもって回答する。

## 7 入札及び開札の日時及び場所等

入札者は次の日時・場所に出頭し、指示に従って入札書を提出する。

- (1) 日時：令和6年10月18日（金）午前10時
- (2) 場所：三重県鈴鹿市椿一宮町3000  
株式会社ささら 059-371-8288
- (3) その他  
ア. 入札にあたっては、事業主体より参加資格があることを認められた確認通知書の写しを持参し、事前に提示すること。  
イ. 代理人が入札するときは、委任状を事前に提出すること。

## 8 入札方法

入札者は、下記の事項に注意し、厳正に入札を行なう。

- (1) 入札書の様式は別添のとおりとし、以下を記入する。
  - ア. 工事入札金額（税抜き）
  - イ. 法人名・代表者・法人印（代理人入札の場合は、代理人、代理人印）
  - ウ. 入札年月日
- (2) 入札回数は2回までとする。
- (3) 入札保証金の納付は必要ない。
- (4) 入札の無効  
次の各号に該当する者の入札は、無効または失格とする。
  - ア. 入札参加資格の無い者
  - イ. 代理人で委任状を提出しない者
  - ウ. 入札に必要な事項を記載しない者
  - エ. 同時に2つ以上の入札書を提出した者
  - オ. 入札に関して不正な行為を行った者
  - カ. 入札の時間に遅れてきた者
- (6) 落札者の決定方法  
ア. 2回以内に予定価額以内に達した最低価額に相当する入札者。

## 9 ㈱ささら国内肥料保管倉庫建築工事契約の締結

本入札によって決定した入札額をもって、次の通り事業主体と契約を締結する。

10 支払条件

(1) (株)ささら国内肥料保管倉庫建築工事契約

- ア. 契約時・工事完了時払い：工事完了時に工事金額の100%を事業主体が支払う
- イ. 消費税等の支払方法：工事完成引渡し後、事業主体が一括支払う。

11 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他手続に関し、当事業主体に対し苦情申立てを行うことが出来る。

申立ては書面（FAX送信）にて行なう。

電話：059-371-8288 FAX：059-371-8277

12 その他

別紙の「契約に係る指名停止等に関する申立書」については、入札時に記名押印後、提出して下さい。

以上